

安芸太田町公告第40号

次のとおり公募型プロポーザルの実施について公告する

令和4年5月2日

安芸太田町長 橋本博明

1. プロポーザルの目的

本町が策定する「安芸太田町DX推進計画（案）」および「安芸太田町DX推進基本設計書」の内容を踏まえたDX共通基盤及び地域通貨プラットフォームを構築するにあたり、業務の取り組み方針や本町の現状・課題を踏まえた業務の履行技術などの提案を広く受け、最も適した受託候補者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。それら提案された企画を審査の上、委託業者を決定する。

2. 業務概要等

(1) 業務名

安芸太田町DX共通基盤構築業務

(2) 業務内容

「安芸太田町DX共通基盤構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載しているとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、選定事業者の企画提案内容等に応じて、一部変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

安芸太田町内

(5) 契約上限額

42,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(6) 受託業者の選考方法

最も優れた企画を提案した業者を選定する。

(7) 契約担当課及び提出書類提出先

安芸太田町役場総務課

〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784-1

電話：0826-28-2111 / FAX：0826-28-1622 / MAIL：soumu@akiota.jp

3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 参加資格要件

- ① 本業務の遂行に当たり、専門的かつ十分な能力を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- ③ 税（国税、県税及び町税）を滞納していない者であること。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- ⑤ この通知の日から企画書の提出の日までの期間に、営業停止処分又は本町の指名停止措置若しくは競争入札参加の取消しを受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始をしていない者であること。
- ⑦ 本プロポーザルの公告の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県又は安芸太田町の指名除外措置又は下請制限措置の対象となっていないこと。

(2) 競争入札参加資格に関する事項

本町の競争入札参加資格（物品等）において、次のすべての要件を満たしていること。または「3. (3) 類似業務の実績」を満たすこと。

資格区分	業種区分/営業品目
物品等	調査・研究・検査・分析
	システム設計・開発
	情報処理

(3) 類似業務の実績

以下の同種または類似業務について、国、地方公共団体又は民間事業者から受注した実績があり、導入されたシステムについて令和4年3月31日までの間、問題なく運用されていること。もしくは仕様書「10.再委託の承認」に準じ、再委託先を含めた提案内容における実績として、すべての要件を満たすことが可能であること。

- ① クラウドベースデータ連携基盤の開発および運用保守にかかるプロジェクトマネジメント業務
- ② 地域共通電子マネーアプリケーションの開発および導入支援
- ③ キャッシュレスおよび地域ポイント制度の運用及び精算等業務支援

4. 参加意向申込受付

(1) 提出期限 令和4年5月18日（水）午後5時まで

(2) 提出書類

- ① プロポーザル参加意向申出書（様式1）
- ② 会社概要（既存のもので可） 正本1部
- ③ 商業登記簿謄本（写しも可）
- ④ 印鑑証明書（原本）
- ⑤ 納税証明書：国税、県税、町税の未納の税額がないことの証明（写しも可）
- ⑥ 誓約書（様式2）
- ⑦ 類似業務の実績等に関する資料（A4版・任意様式）

過去5年間における「3 参加資格（3）」の要件を満たした受注実績について、可能な範囲ですべて記載すること。

- ⑧ 提出方法 持参又は郵送により提出

- ⑨ 確認通知 安芸太田町総務課から参加資格確認結果通知書（様式5）により、できるだけすみやかに電子メールにて通知
- ※ 提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

5. 企画の提案について

(1) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和4年6月8日（水）午後5時まで
- ② 提出方法 持参又は郵送により提出
- ③ 提出書類等
1. 企画提出書（様式3） 正本1部
 2. 提案書 正本1部、複製10部
 3. 見積及び積算明細書（A4版・任意様式）
 4. 次年度の保守運用業務に関する見積及び積算明細書（A4版・任意様式）
 5. 業務体制（任意様式）
 - ・ 本業務を担当する者及びグループ等執行体制の氏名並びに業務実績を記載し、関連する取得資格等があればそれを記載すること。
- ※ 企画提出書提出後の追加及び修正は認めないものとする。
- ※ 提出された提案書は、原則として返却しないものとする。
- ※ 提出された提案書は、業者の選定以外には使用しないものとする。

(2) 提案を求める内容（選定のポイント）

- ① 本業務に係る委託費の見積り
1. 仕様書に示したものについて、それぞれの積算内訳も明記すること。
 2. 税抜、税込の両方を記載すること。
 3. 年間運用費用（ランニング費用）：数量・金額が把握できること。
- ② 町のDX推進にかかる方向性
- 本町の現状を踏まえた「安芸太田町DX推進計画（案）」の目的・内容・方向性が十分に理解され、本業務に考慮されていること。
- ③ 業務工程およびスケジュール
- 本業務で実施しようとする各業務の工程、スケジュールについて、仕様書及び提案内容を踏まえて記載すること。
- ④ 追加提案
- 業務について追加提案があれば具体的に記入すること。特にマイナンバーカードの普及にかかる提案について、有効な提案とする。
- ⑤ 業務履歴および資格要件等
- 本業務に従事する者は、以下のいずれかもしくは全ての要件を満たす者を配置し、この要件を満たす者を持って、本業務の実施責任者とする。
1. 国（総務省や経済産業省等関連府省）において、各府省等が所管する電子行政、農業、防災・減災、医療、教育等事業のPMO、かつ実施責任者としての実務経験を有していること。

2. 総務省や経済産業省が所管する官民連携や産業創出等事業の実務経験を有していること。なお、実務経験は営業職の経験を除くこととする。
3. 地方公共団体において、情報提供依頼（RFI）や提案依頼（RFP）、事業者選定等を含む情報システムに係る包括的な調達支援経験を有し、かつ実施責任者としての実務経験を有していること。
4. 自治体システム等標準化（総務省）に関する具体的な経験を有していること。具体的な経験とは、地方自治体でシステム標準化の対象となる20業務のいずれかの仕様策定及びこれらに係る知識・知見を活用できる経験のこと。
5. まち・ひと・しごと創生（地方創生推進交付金）に関する地域貢献の案件で実績があること。

(3) 提案書作成に当たっての留意点

- ① 提案書は、原則としてA4版・任意様式とする。
- ② 提案内容の説明にあたっては、出来る限り専門用語、技術用語等を避けるとともに、それら知見を持たずともわかりやすい説明を心がけること。

6. 質問の受付と回答

業務の内容等の質問がある場合は、質問書（様式4）により電子メールで受け付ける。件名は「安芸太田町DX共通基盤構築業務に関する質問」とする。質問に対する回答は、電子メールにて返信する。

- (1) 提出期限 令和4年5月13日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式4）を電子メールにて送信
- (3) 回答方法 令和4年5月13日（金）以降、質問者に限らず、参加意向申込提出者全員に対して、できるだけすみやかに電子メールにて回答する。

7. 企画提案に係る経費

企画提案に要した費用は提案参加者の負担とし、町はその一切の経費を負担しないものとする。

8. 審査、業者の選定及び結果通知

プレゼンテーションの実施により提案内容全般を総合的に評価し選考を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、ウェブ会議方式によりプレゼンテーションを実施する場合がある。

- (1) 実施日：令和4年6月13日（月）（予定）
※ 説明時間等詳細については別途決定し通知する。
- (2) 会場：安芸太田町役場本庁（予定）
- (3) プレゼンテーションを実施するにあたっての留意点
 - ① 「積算項目」毎に各事業提案内容について説明を行うこと。
 - ② 原則として委託業務を直接担当する者が行うこと。
 - ③ 1者あたりのプレゼンテーションは概ね40分程度、質疑応答20分程度とする。
 - ④ 会場への入室は発表者を含め4名までとする。

- ⑤ パワーポイントでの発表を可とする。パソコンやタブレット等提案書の電子データを使用してプレゼンテーションを希望する場合は、企画提案書の提出期限までに機器等接続に必要な実施環境を安芸太田町総務課に申し出て、指示を仰ぐこと。
- ⑥ 提出資料の作成、提出及びプレゼンテーションに要する経費は、プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ⑦ 町において提案書の内容を評価し1者を選定する。
- ⑧ 選定結果については、確定後、できるだけすみやかに選考結果通知書をもってプロポーザル参加者全員に通知するが、異議の申立ては認めない。

9. スケジュール (予定)

項目	日程	備考
公募開始	5月2日(月)	HPで周知
質問書提出期限	5月13日(金) 17:00まで	メール等で提出可。
質問書に対する回答	5月13日(金)以降	メール等で通知
参加申込書提出期限	5月18日(水) 17:00まで	
企画提案書提出期限	6月8日(水) 17:00まで	
プレゼンテーションの実施	6月13日(月)※	申出状況により変更の可能性あり。
選考結果通知	6月15日(水)以降	申出状況により変更の可能性あり。

※ 「参加資格確認結果通知」にて確定した日程を通知する

※ 本町の都合により日程を変更することがある。その際には別途通知する。

10. 審査基準

審査評価は、安芸太田町DX共通基盤構築業務審査評価基準(別紙1)及び提案内容評価表(別紙2)に基づいて行う。

11. 契約候補者の特定

- (1) 審査基準に従って審査を実施し、最も優れている提案者(評価点を合算し、最も評価点が高かった者)を契約候補者とし、契約締結交渉後、契約締結に向けた手続きを行う。
- (2) 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- (3) 審査会委員各委員の持ち点(100点)を合算した値の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない場合は、契約候補者として特定しない。
- (4) 契約候補者と契約に至らなかった場合は、次順位の者(最低基準点を満たしている者に限る)を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。
- (5) 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目「提案評価」の合算した評価点の高いプレゼンテーションを優先とする。その項目も同点であった場合は、提案内容評価表(別紙2)を参考に、審査会員の合議により優先者を決定する。

以上